

第3章 英文契約書に特有な語彙の使い方を覚えよう

1 義務としての助動詞 shall

英文契約書では、両当事者が負うべき義務についての表現が多くみられます。そのような「～しなければならない」「～するものとする」という義務を表す助動詞としては、一般に“shall”が用いられます。“be required to ～”（しなければならない）、“be obliged to ～”（～する義務がある）も同様な意味で使われます。

“will”も同様に義務を表す助動詞として用いられる場合がありますが、法的拘束力が“shall”に比べてやや弱いという見方があります。そのため、相手方の義務履行に“will”が使われ、こちら側の義務履行に“shall”が使われている場合などでは、注意が必要です。

英文契約書を書く場合には、義務を表す助動詞としては原則として“shall”を使うと覚えておくべきですが、英文契約書を読む場合には、“shall”が一般的に使われるが、“will”も使われる場合があると覚えておきましょう。

英文契約書において、義務を表す助動詞としては、“should”や“must”はほとんど使われません。

“shall”の否定形“shall not”は、「～してはいけない」という禁止を表します。“be prohibited from ～”（～するのは禁止されている）、“be not allowed to ～”（～するのは許されない）も同様な意味で使われます。

ワンポイントアドバイス “will”が多用されている場合は、相手方に“will”の意味を確認する必要があります。

(1) 義務としての助動詞 shall

(～しなければならない、～するものとする)

(類似意味表現) ① be required to ～ (しなければならない)

② be obliged to ～ (～する義務がある)

will も使われる場合があるが、法的拘束力が shall に比べてやや弱いという見方があります。

(実務上では、will の意味合いを確認する必要があります。)

Any companies in Japan shall strictly abide by the laws and regulations of Japan.

日本にある会社は、日本の法令および規制を遵守しなければならない。

abide by 遵守する

laws and regulations of Japan 日本の法令および規制

(2) 禁止を表す shall not (～してはいけない)

(類似意味表現) ① be prohibited from ～ (～するのは禁止されている)

② be not allowed to ～ (～するのは許されない)

The Receiving Party shall not disclose, divulge, or provide the Confidential Information to any third party without the Disclosing Party's prior written consent.

受領当事者は、開示当事者の事前の書面による同意を得ずに、第三者に秘密情報を開示、漏洩、または提供してはならない。

the Receiving Party 受領当事者

disclose, divulge, or provide 開示、漏洩、または提供する

third party 第三者

without one's prior written consent ～の事前の書面による同意を得ずに

the Disclosing Party 開示当事者

2 権利としての助動詞 may

“may”は、「～することができる」「～する権利を有する」という意味を表します。“be entitled to ～”（～することができる）、“be permitted to ～”（～す

- either party hereto = either party to this Agreement 本契約のいずれかの当事者
- any provision hereof = any provision of this Agreement 本契約の規定
- non-breaching party 違反していない当事者
- terminate this Agreement 本契約を終了する cf. expire (契約期間を) 満了する
- by sending a notice in writing to ~ ~に書面で通知することにより
- breaching party 違反当事者

2 according to ~ (～に従って)

Buyer shall place an order or orders to Seller according to the terms and conditions of sales in this Agreement.

買主は、本契約の販売条件に従って、売主に注文を出さなければならない。

解説 “according to ~” (～に従って) は、一般的な英文にもよく使われる表現です。類似表現には、“(be) in accordance with ~” (～に従って、～に一致して)、“(be) pursuant to ~” (～に従って、～に合意して、～に準じて) があります。

- place an order to ~ ~に注文を出す
- terms and conditions of sales 販売条件

3 accrue interest (利息が発生する)

Any late payment shall accrue interest at the rate of 10 % per annum, calculated from the due date for such payment until the actual date of payment on the basis of 360 days per year.

支払延滞金については、1年を360日とし、支払期日から実際に支払いが行われる日までの期間から計算される年利10%の延滞利子が付加[計上]される。

解説 利息の計算には、1年を360日として日割り計算する場合と、1年を365日

として日割り計算する場合があります。英文契約書の中には1年を360日とするか、365日にするか明記されます。

- late payment 支払延滞金 cf. outstanding payment 未払金 (支払期日を過ぎていたとは限らない)
- per annum 1年につき cf. per diem 1日につき
- calculated from ~ ~から計算される
- due date 支払期日
- on the basis of ~ ~に基づいて (= based on ~)

4 acknowledge and agree that ~ (～を確認して承諾する)

The Parties acknowledged and agreed that Buyer will have the option to reduce the purchase of Goods by up to 20% of the contracted quantity provided that Buyer shall give advanced written notice to Seller no later than July 1st, 2019.

両当事者は、買主が2019年7月1日までに事前に書面にて売主に通知した場合、買主が契約数量の最大20%まで本商品の購入量を減少することができることを確認し、承諾した。

解説 “acknowledge” 一語で、「承諾する」という意味がありますが、「確認する」という意味に解釈される場合もあるため、“acknowledge and agree” (確認して承諾する) と重複表現にして、意味の解釈に相違がないようにします。

- have the option to ~ ~する選択権を持っている cf. have the right to ~ ~する権利がある
- by up to 20% 最大で20%まで
- provided that ~ もし~ならば (= if ~)
- advanced written notice 事前の書面通知
- no later than ~ ~までに、~よりも遅れることなく